

財関第178号
平成19年2月16日

(各)税関長 殿
沖縄地区税関長 殿

関税局長 青山 幸 恭

イランに対する輸入禁止措置に伴う税関の対応について

イランの核問題に関し、平成18年12月23日に採択された国連安全保障理事会決議第1737号において、イランからの核及びミサイル関連品目の輸入禁止措置を実施することが決定され、本日(2月16日)、「イランの拡散上機微な核活動及び核兵器運搬手段の開発に関連する資金の移転の防止及び貨物の輸入の禁止等の措置について」が閣議了解されたところである。

これを受けて、イランからの核及びミサイル関連品目の輸入禁止措置を実施するための輸入公表の一部を改正する告示等が本日公示され、2月17日から実施される予定である。

税関においては、経済産業省貿易経済協力局長からの通知(別紙)を踏まえ、関係官庁との連携を密にし、本輸入禁止措置の実行の確保に努めるため、下記により実施されたい。

記

1. イランを原産地又は船積地域とする貨物の輸入申告がなされた場合には、当該貨物が輸入禁止物品に該当するか否かについて、輸入申告関係書類等により厳正な確認を行うとともに、経済産業省と緊密に連携し、本輸入禁止措置の実行を確保すること。また、第三国を経由したイラン原産の輸入禁止物品が迂回輸入されることのないよう、輸入禁止物品に該当する貨物が輸入申告された場合は、当該貨物の原産地の確認を厳正に行うこと。
2. 上記により適正な通関の徹底を図るほか、輸入事後調査を的確に実施し、違法行為が発見された場合には厳正に対処すること。また、関係省庁や関係機関との緊密な情報交換及び連携並びに通関業者、倉庫業者等の関係業者などからの情報収集について、一層の充実を図ること。

(別紙)

経済産業省

平成19・02・15貿局第1号

平成19年2月16日

財務省関税局長 殿

経済産業省貿易経済協力局長

イランに係る輸入禁止措置について

上記の件について、国連安保理決議第1737号に基づき別紙のとおり告示されることになるため、税関においても本改正の趣旨を踏まえ当省と連携の上、御対応方よろしくお願ひ致します。

経済産業省告示第三十号

輸入貿易管理令（昭和二十四年政令第四百十四号）第三条第一項の規定に基づき、昭和四十一年通商産業省告示第七十号（輸入割当てを受けるべき貨物の品目、輸入の承認を受けるべき貨物の原産地又は船積地域その他貨物の輸入について必要な事項の公表）の一部を次のように改正し、平成十九年二月十七日から施行する。

平成十九年二月十六日

経済産業大臣 甘利 明

一の表の附一の共置條の項の次に次のように加える。

イラン	1		輸出貿易管理令（昭和二十四年政令第三百七十八号）別表第一の二の項の中欄に掲げる貨物、三の項（二）7に掲げる貨物（六）ふっ化ウランに対して耐食性のある材料を用いたペローズ弁に限る。）、三の項（二）9に掲げる貨物（ウラン同位元素の分離用の装置に用いられる真空ポンプに限る。）及び四の項の中欄に掲げる貨物
-----	---	--	---

	2		<p>ロケット若しくは無人航空機に使用することができる弾頭の安全装置、起爆装置又は発火装置</p>
	3		<p>電気式の線爆発型の起爆装置若しくは電気式の起爆装置を用いて爆薬表面を同時に起爆できるように設計した装置又はこれらを作動させるための装置</p>
	4		<p>ニトロアミン類、トリアミノトリントロペンゼン、ヘキサニトロスチルベン又はその他の火薬類（結晶密度が$1.8\text{g}/\text{cm}^3$以上であって、爆速が$8,000\text{m}/\text{s}$を超えるものに限る。）</p>